

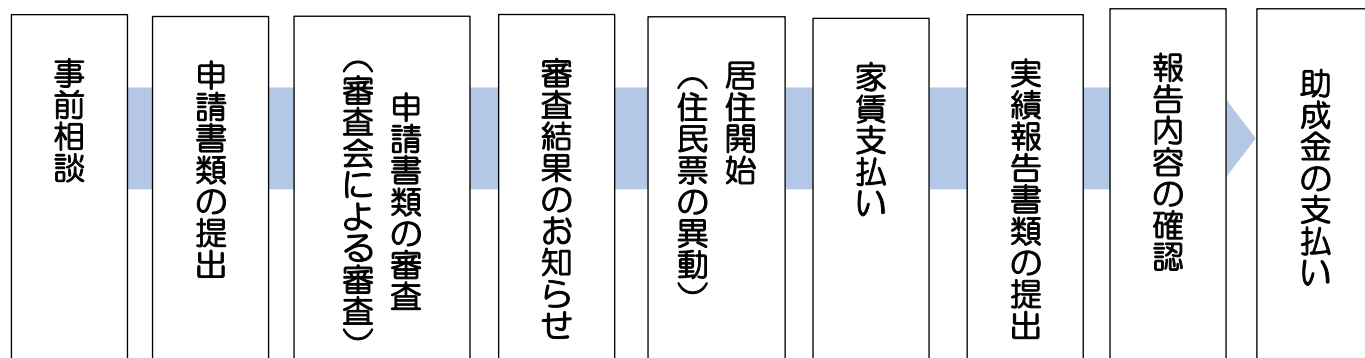
制度 7. 定住促進空き家活用家賃助成金

～定住促進空き家活用家賃助成金とは～

高崎市では、人口が減少している倉渚、榛名、吉井地域に立地する空き家を居住することを目的に借りる場合、その家賃の一部を**予算の範囲内**で助成します。

助成を受けられる空き家等 ※右記要件をすべて満たすこと	- 倉渚地域、榛名地域、吉井地域に存し、住居として利用されていた建築物であること 1年以上居住その他の使用がなされていないことを確認できる空き家等であること
助成を受けられる人	空き家を借りる人（入居予定者）
助成を受けられる主な要件 ※右記要件をすべて満たすこと	- 申請者及び同居する予定の者に市税の滞納がないこと - 過去に本助成事業の助成金の交付を受けていないこと 3月末までに市に実績報告書を提出できること
助成金額	月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円 ※月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含みません ※交付決定日の翌月分から本年度3月分までが対象になります ※決定日が1日の場合は当月分から対象になります

<助成制度の手続きの流れ>



※要件の詳細や受付状況に関しては、建築住宅課までお問い合わせください。

高 崎 市

注意事項

（対象となる空き家等について）

- 当該空き家の所在地及び最終居住者が使用していた住所地に、申請時点から過去1年以内に住民票が置かれていないものが対象となります。（同一敷地内に複数の居住用家屋が所在する場合など、住民票の情報等で空き家化の経緯が確認できない場合は、空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類として、病院や施設等の入居証明書もしくはガス・電気・水道の廃止が確認できるものがが必要です）
- 居住者が退去後、物置又は倉庫等として利用していた場合、対象となりません
- 過去に本助成事業の助成金の交付を受けた空き家の同一敷地内にある空き家については交付を受けることはできません（その所有者が異なる場合も、同様に本助成金の交付を受けることができません）
- アパートの一室（共同住宅及びシェアハウス等）は対象になりません

（申請者について）

- 「申請者」、「見積書の宛て名」、「領収書の宛て名」、「助成金振込み先の口座」はすべて同一人物の名義である必要があります
- 「居住目的で空き家を賃借する予定の者」が空き家の所有者の親族の場合、対象となりません
- 過去に別の空き家で本事業の助成金を利用している場合、対象となりません

（その他）

- 月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まず、住宅について事業主が従業員に対して支給又は負担するすべての手当等及び公的制度による家賃補助やその他の家賃補助制度等を控除した金額が助成の対象額となります
- 現地調査の際に職員が敷地内に立ち入る場合があります
- 居住開始後、速やかに空き家に住民票を異動させてください
- 原則、決定日以降に賃貸借契約を行ってください

（郵送での申請について）

- 申請書等が担当課に到着し確認を行った時点で受付となります。また必要書類が揃ったことが確認できるまで受理はできません。書類の郵送日が受付日とはなりませんのでご注意ください。
- 申請者又は申請代理人の氏名及び日中に連絡がつく連絡先（電話番号）を必ず明記してください。書類到着後、必要に応じて担当者より連絡いたします。書類の不備や、申請者又は申請代理人と連絡がつかない場合は、手続きに時間を要する場合があります。
- 郵送事情による遅延・紛失について市は責任を負いません。

高 崎 市

○申し込み時に必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	☐	申請書 ※様式あり	
	☐	空き家等の写真	
	☐	予定している家賃額が確認できる書類	
	☐	空き家化の経緯報告書 ※様式あり	
	☐	入居予定者一覧表 ※様式あり	
該当する場合のみ必要な書類	☐	空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類	住民票等から空き家であったことを確認することが出来ない場合（施設等の入所日がわかるものなど）
	☐	委任状	申請手続きを代理人が行う場合

○本年度分の家賃支払いが終わったら必要な書類

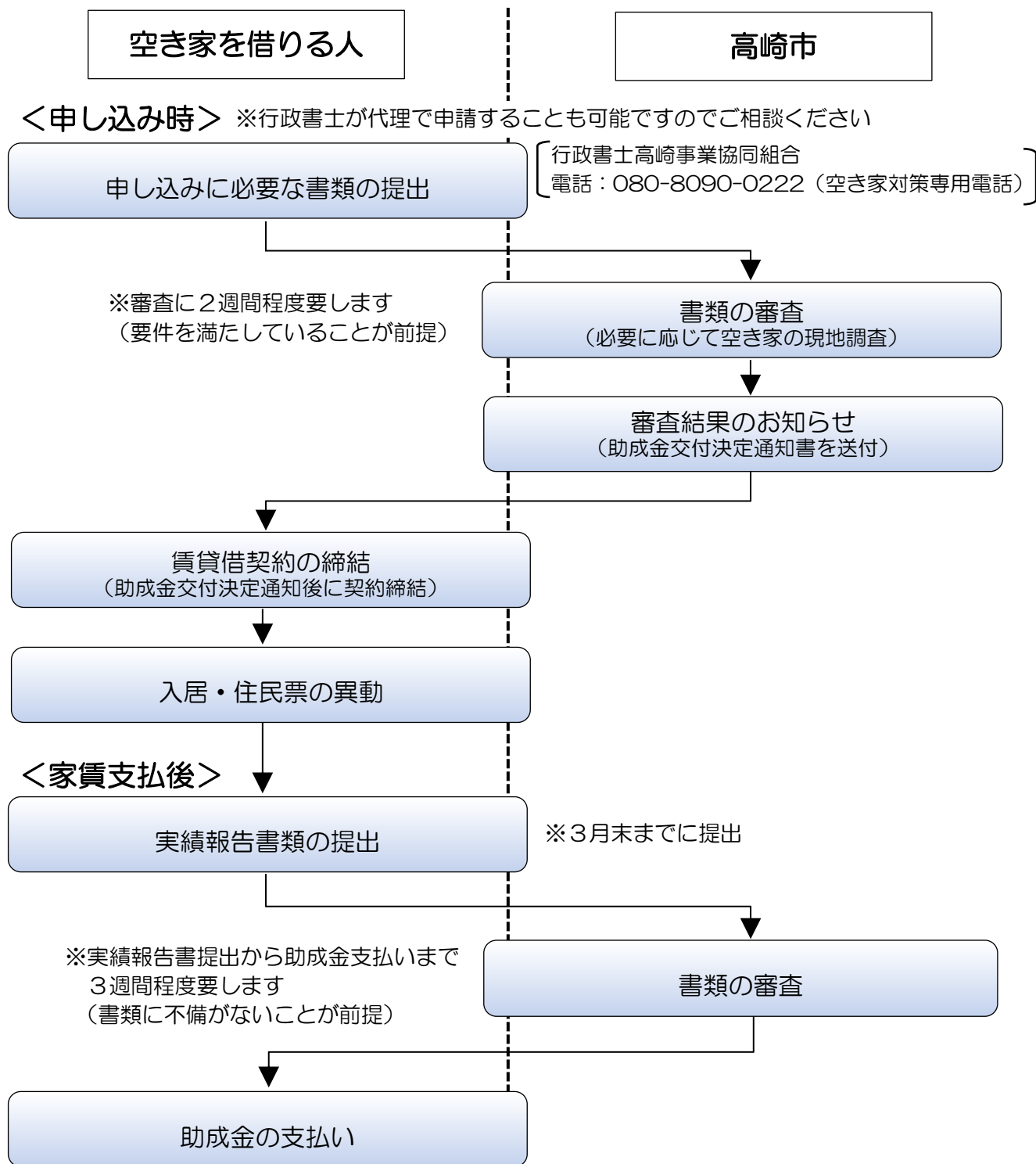
		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	☐	実績報告書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	☐	家賃の支払いが確認できるもの	
	☐	賃貸借契約書の写し	
	☐	居住者の住民票の写し	
	☐	請求書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	☐	通帳の写し	申請者名義の通帳

○お願い

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

高 崎 市

～ 制度 7. 定住促進空き家活用家賃助成金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9F)

電話：027-321-1314 FAX：027-328-8990

メールアドレス：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分

高 崎 市